

議第149号

滋賀県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉審議会条例（平成12年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第5項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

- 3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。